

# 東日本大震災による被災者の介護保険の取扱い

(2011年7月以降の取扱い)

## ■利用料等の免除期間

当面 2012年2月末まで

- ※ 食費及び居住費等に関する補助については、  
追って連絡するまでの間、当面支払いを免除。

## ■利用料等の免除対象者

「被保険者証」と「免除証明書」が確認できた被災者

(※被災地域・対象者は医療保険と同じ→[こちらの表1](#)を参照)

- ※ ただし、以下の市町村に住所を有する要支援・要介護者は、当面、被保険者証等の提示によりその住所地を確認すれば足りるとされ、「免除証明書」は右に記載する日の前日まで不要。

県名	市町村名	「免除証明書」提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	2011年8月1日
	宮古市	2011年9月1日
	陸前高田市	2011年10月1日
	大槌町	2011年11月1日
宮城県	気仙沼市	2011年9月1日
	石巻市、東松島市、南三陸町	2011年10月1日
	女川町	2011年12月1日
福島県	南相馬市	2011年10月1日
	広野町、楡葉町、大熊町	2011年11月1日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	2012年1月1日

- ※ 既に発行されている「免除証明書」では、食事及び居住費等に関する補助の適用期間が「平成23年8月31日まで」とされているもの、空白のもの等があるが、その記載内容に関わらず追って連絡するまでの間、当面有効なものとして取り扱う。

## ■請求方法

利用料等の支払い免除の場合は、下記の方法により、患者負担分を含めて、10割を国保連合会へ請求

- (1) 請求明細書の「請求額集計欄」の保険分の給付率に100と記載、特定入所者介護サービス費(特定入所者介護予防サービス費)の「利用者負担額」に0と記載して請求する。
- (2) 請求明細書欄外上部に赤色で(災1)と記載し、紙にて作成する。

- (3) 利用料の減免の場合は、利用者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療の対象にならない。このため、従来、公費併用請求明細書として請求する者であっても、請求明細書は介護保険単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載しない。
- (4) (1)(2)において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、国保連合会に提出する。

## ■その他の留意点

- (1) 被災者が、避難先の市町村で介護保険サービスを利用する場合でも、ケアプラン（暫定ケアプラン含む）の作成が必要であるため、まずは避難先の市町村や地域包括支援センターに相談してください。被保険者証を提示できない場合でも、市町村窓口へ申し出ることで保険による介護サービスを受けることができます。
- (2) 避難先の市町村に住民票を移した場合（転入）は、転入先の市町村で新しい介護保険被保険者証の交付と要介護認定の手続きが必要になります。
- (3) 医療保険と同じく7月以降は、加入する介護保険の保険者が発行する「被保険者証」を確認してください。また、保険者から交付された利用料等の「免除証明書」（上記表の市町村は例外あり）を提示した被災者のみ、利用料等の支払いが免除されます。
- (4) 7月以降も利用料等の免除を受けるには原則「免除証明書」が必要となるため、6月以前に利用料等の支払を免除・猶予されていた患者等に、速やかに保険者へ「被保険者証」と「免除証明書」の申請を行うようにアドバイスしてください。
- (5) 既に医療機関等で利用料等を支払っている以下の患者は、保険者へ申請することにより、還付を受けることができます。
  - ① 6月末までに免除・猶予の要件に該当していたが、利用料等の支払いを行った方
  - ② 7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、「免除証明書」を医療機関等に提示しなかったことがやむを得ないと認められる方